

食品接触材料安全センターメールマガジン No.32 (HP 掲載版)

食品接触材料安全センターメールマガジン No.32 (2022 年 2 月上旬号) を発行致しましたのでご覧ください。

■食品接触材料安全センターの組織と事業紹介シリーズ

食品接触材料安全センターの組織と事業紹介 (企画調整室)

ここでは、一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 食品接触材料安全センターに設置された企画調整室についてご紹介します。

企画調整室は、食品接触材料安全センターの運営に関わる諸事項の企画立案及び運用、行政当局等関連する機関団体との意見交換及び業界窓口としての調整を主に実施しています。

2021 年度は、協議会の委員会設置のためのルール作りや、委員会体制への移行に際して、旧衛生協議会の運用を参考にした総務企画委員会の下の部会の設置のためのルール作り等を企画してきました。

また、安全センターの定める旧衛生協議会型の確認証明書の規程の範囲外の案件で、国のポジティブリスト制度に適合していることを個別に説明するための手段を構築するために、適合確認見解書を企画し、運営役員会の審議を経て、2021 年 12 月中旬より見解書の受付を開始しています。

国のポジティブリストに関しては、2021 年 12 月 21 日に厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会にて改編の方針が示されるなど、今後も大きな動きが予想されます。このようにポジティブリスト制度運用に関する種々課題について、安全センターの職員が各種委員会等の様々な機会に厚生労働省、国立医薬品食品衛生研究所等との議論に参加し、事業者の立場から提言を行い、意見の反映に努めています。

食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度の現状 別紙1

○ 業界との意見交換から、制度面の課題として以下の主な5つがある

カテゴリ	主な課題
樹脂への添加剤に関する情報伝達	ポジティブリストにある基ポリマーを複数使用して混合した場合には、それぞれの基ポリマーに対して使用上限が規定されている添加剤量を合計することになっているが、サプライチェーンの各段階で使用されている添加剤の積み上げとなる最終製品に対しての添加剤の使用量が不明。要因として、複数の業者から原材料（基ポリマー/添加剤の単体又は混合）を購入しているもの、 上流メーカー（樹脂混合等を行うメーカー）から情報開示されない （サプライチェーンが長く複雑である場合や、上流メーカーからは企業秘密を含む情報は通常開示されない）ため、 基ポリマーに使用される添加剤の量を算出できない。
複数の樹脂から成る合成樹脂への添加剤の混合	現在、流通している樹脂は、1種類の基ポリマーだけではなく、複数の基ポリマーで構成されているものもある。一般的には、容器等製造業者は複数の業者から原材料（1種類あるいは複数の樹脂/添加剤の混合）を購入するが、業者によっては、 混合した樹脂1つ1つの基ポリマーの情報を伝達せず、これまでの慣習から、混合した樹脂全体を主な基ポリマーから構成された樹脂として取り扱われることがある。 この場合、 混合されている全ての樹脂の基ポリマーの情報が得られないため、これまでに使用されてきた実績があっても、最終製品に含まれる個々の基ポリマーに対して使用される添加剤の量が、使用制限の範囲内であるか確認できない。 さらに、 塗膜においては、基ポリマーが架橋剤と化学反応している場合もあるため、添加剤の使用上限量を考えることもできない。
一般衛生管理/GMP	器具・容器包装を製造する営業の基準を定めており、一般的な衛生に関すること（一般衛生管理）と食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な、適正に製造を管理するための基準（GMP）を食品衛生法施行規則で設けている。例えば、一般衛生管理では製造などの記録の作成・保存が義務づけられており、GMPでは器具・容器包装の一部を必要に応じて保存することとされている。しかし、食品と異なり、器具・容器包装の市場での流通期間は、器具・容器包装の種類により多様であるため、このような 基準が現実的でない場合がある。
再生プラスチック	SDGsの考えに基づき、リサイクル品等回収原料の利活用が今後増えてくることが予想される中で、 器具・容器包装のポジティブリスト制度におけるリサイクル材の考え方の整理が必要である。
新規申請	欧米等のPLで記載されている物質の溶出試験や毒性試験のデータを日本のPL記載の際に利用できる仕組みがないと、試験データを取得する時間とコストが必要となる。そのため、 どのようなエビデンスを収集するか検討が必要である。 また、 企業秘密（物質名など）の扱い方についても検討が必要である。

<今後の方針>

上記の5点の課題について、食品用の器具及び容器包装の分野に知見を有する専門家を含めての検討の場を設置し、課題に対する対応案を作成することで進めてはどうか。

（令和3年1月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具容器包装部会 資料3より抜粋）

（2021年12月21日審議会部会資料より）

（企画調整室）

■ PL 制度における既存物質の整理と PL 制度の再編について

PL 制度における既存物質の整理と PL の再編について

厚生労働省は、2021年12月21日の審議会部会において、既存物質の整理と PL の再編へ基本方針を示しました。また 2022年2月2日センター会員説明会の中でプレゼンテーションと Q&A を行いました。

PL 再編の方針の一つとして、食品衛生法第 18 条第 3 項に拠り、公衆衛生の見地から、器具・容器包装について政令で定める材質、即ち合成樹脂の原材料に焦点化することとし、天然物や無機物質を PL から除外する案を設定しました。

この方針は下の図に整理されています。赤字で PL 対象とされた物質が PL に残ることに

なり、リストはシンプルに、収載物質数も大幅に絞られることになります。

大分類		小分類		物質例	
無機物質	基材a	金属		鉄、銅、アルミ	
	基材b	非金属		ケイ酸塩、炭酸塩等	
	基材c	未精製の無機物		岩石、土、砂	
有機物質	天然有機物	基材d	未精製の天然物	植物、抽出物	
		基材e	天然高分子物質	植物繊維	
		添加剤c	精製された天然低分子物質	油脂、脂肪酸	PL対象
	合成有機物	基材f	合成有機高分子物質（固体）	ポリマー（合成樹脂）	PL対象
				ポリマー（ゴム）	
		添加剤b	合成有機高分子物質（液体）	PEG、ポリグリセロール	PL対象
添加剤a	合成有機低分子物質	—	PL対象		

（2021年12月21日審議会部会資料より）

■お知らせ

食品接触材料に関する内外の動き

●2021年11月24日器具・容器包装部会「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）についての個別の安全性の照会について」の議事録が公表された。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22386.html

●2021年12月24日食品安全委員会器具・容器包装専門調査会の議事概要が示された。

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/download?retrievalId=kai20211224ky1&fileId=810>

●3月16日厚労省「改正食品衛生法の施行に関する説明会」

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/1111212865_00029.html

- ・ HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化、営業届出制度の創設・営業許可制度の見直しについて
- ・ 食品等の自主回収（リコール）報告制度の創設について」

●1月19日プラスチック資源循環促進法に係る2つの政令、5つの省令、2つの告示が官報掲載された。

○政令第24号「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を定める政令」

○政令第25号「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令」

○令第1号（14府省庁による）「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項等を定める命令」

○令第1号（6府省による）「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する命令」

○令第1号（4省による）「特定プラスチック使用製品提供事業者の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品産業廃棄物の排出の抑制に関する判断の基準となるべき事項等を定める省令」

○令第1号（2省による）「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則」

○環境省令第1号「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」

○告示第1号（6府省による）「プラスチック使用製品設計指針」

○告示第2号（2省による）「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針」

●1月26日台湾 FDA は「食品容器及び包装の製造のための PET 再生樹脂ペレットの適合性に関する申請手続き」案を公表し意見募集を行った（期限は3月24日）。申請対象は PET のメカニカルリサイクルによる再生樹脂ペレット。

<https://www.fda.gov.tw/TC/newsContent.aspx?cid=3&id=27608>

●2021年12月7～8日 EC DG SANTE SC-PAFF FCM WG アジェンダとプレゼン資料が公表された。食品接触材料リサイクル規則 282/2008、セラミック指令 84/500/EEC の改正案など。

https://ec.europa.eu/food/system/files/2022-01/cs_fcm_wg_20211207_agenda.pdf

https://ec.europa.eu/food/system/files/2022-01/cs_fcm_wg_20211207_pres-01.pdf

https://ec.europa.eu/food/system/files/2022-01/cs_fem_wg_20211207_pres-02.pdf

https://ec.europa.eu/food/system/files/2022-01/cs_fem_wg_20211207_pres-03.pdf

https://ec.europa.eu/food/system/files/2022-01/cs_fem_wg_20211207_pres-04.pdf

● 1月英国毒性委員会（COT）は、EFSAによる二酸化チタン（E171）の食添使用を
もはや安全とは言えないとした意見に強く反論した。

[https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/2022-](https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/2022-01/TiO2%20COT%20Interim%20position%20paper.pdf)

[01/TiO2%20COT%20Interim%20position%20paper.pdf](https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/2022-01/TiO2%20COT%20Interim%20position%20paper.pdf)

●1月26日米国官報「食品添加物：もはや効力のない食品接触物質届出」。FCN制度の
一部運用を改正する提案がなされた。コメント提出期限は4月11日。

[https://www.federalregister.gov/documents/2022/01/26/2022-01527/food-](https://www.federalregister.gov/documents/2022/01/26/2022-01527/food-additives-food-contact-substance-notification-that-is-no-longer-effective)
[additives-food-contact-substance-notification-that-is-no-longer-effective](https://www.federalregister.gov/documents/2022/01/26/2022-01527/food-additives-food-contact-substance-notification-that-is-no-longer-effective)

また1月28日WTO通報された（G/SPS/N/USA/3305）。コメント提出期限は3月29
日。

[https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NUSA330](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NUSA3305.pdf&Open=True)
[5.pdf&Open=True](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NUSA3305.pdf&Open=True)

●1月27日タイWTO通報（G/SPS/N/THA/484）が公表され、マテリアルリサイクルに
よる食品接触用プラスチック材料の規格基準が示された。コメント募集30日間。

[https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NTHA484](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NTHA484.pdf&Open=True)
[.pdf&Open=True](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NTHA484.pdf&Open=True)

https://members.wto.org/crnattachments/2022/SPS/THA/22_0987_00_x.pdf

●2021年12月8日ブラジルは「Anvisaは、プラスチック及びセルロース包装の基準を
変更する基準を承認する」を公表した。

[https://www.gov.br/anvisa/pt-br/assuntos/noticias-anvisa/2021/aprovada-norma-](https://www.gov.br/anvisa/pt-br/assuntos/noticias-anvisa/2021/aprovada-norma-que-altera-criterios-para-embalagens-plasticas-e-celulosicas)
[que-altera-criterios-para-embalagens-plasticas-e-celulosicas](https://www.gov.br/anvisa/pt-br/assuntos/noticias-anvisa/2021/aprovada-norma-que-altera-criterios-para-embalagens-plasticas-e-celulosicas)

■■■ 食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて ■■■

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メ
ールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への

情報提供ツールとしてスタートしましたが、このたびメールマガジンの配信方法を見直し、メールマガジン No. 26 以降につきましては食品接触材料安全センター会員窓口の方に限定して配信させていただくことになりました。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におられる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

(<https://www.jcii.or.jp/publics/index/164/>)

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>

ー JCIJ の個人情報の取扱いに関しましては、JCIJ ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。 (<https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/>)

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。
(info-fcmcs@jcii.or.jp)

ー 配信の停止・メールアドレス変更につきましては、お手数ではございますが、件名に【停止希望】又は【メールアドレス変更】とお書き頂き、メールをご返信下さい（メールアドレス記載）。メールアドレス変更につきましては、旧アドレスもあわせてお知らせ下さい。

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構 (JCIJ) 食品接触材料安全センター

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階

Tel : 03-5244-9363 e-Mail : info-fcmcs@jcii.or.jp

URL : <https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/>